

令和元年12月  
林 野 庁

## 令和 2 年度 林野庁税制改正事項

## [新規・拡充事項]

- 国有林野の管理経営に関する法律の一部改正に伴い、樹木採取権を減価償却資産（無形固定資産）とし、耐用年数を樹木採取権の設定の通知で示された存続期間の年数とする等の所要の措置を講ずる。（複数税目）
- 独立行政法人農林漁業信用基金が受ける抵当権の設定登記等に対する税率の軽減措置（0.4%→0.15%）について、木材の安定供給の確保に関する特別措置法の事業計画の認定を受けた木材製品利用事業者等が行う木材安定供給確保事業に必要な資金の借入に係る債務保証を適用対象に加える。（登録免許税）
- 森林組合法の改正を前提に、改正後の森林組合等について、現行制度と同様の措置を講ずる。（複数税目）

## [延長事項]

- 山林所得に係る森林計画特別控除（収入金額の20%控除等）の適用期限を 2 年延長する。（所得税）
- 農林漁業用軽油に係る石油石炭税（地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ分）の還付措置の適用期限を 3 年延長する。（石油石炭税）
- 再生可能エネルギー発電設備等に係る特別償却制度について、特別償却率を現行の20%から14%に引き下げた上、その適用期限を 1 年延長する。（所得税・法人税）【経産省等 3 省共管】

## [税制改正見直し事項（廃止等）]

- 農業協同組合等<sup>※1</sup>が取得した農林漁業者等の共同利用に供する機械及び装置に係る課税標準の特例措置（3年間、課税標準の1/2控除、恒久的措置）について、次のとおり見直しを行う。
  - ① 中小企業高度化資金等の貸付けを受けて取得した機械及び装置を特例の対象から除外する。
  - ② 農業近代化資金等<sup>※2</sup>の貸付けを受けて取得した機械及び装置に係る特例措置について、適用期限を 3 年とする。

※1：中小企業等協同組合、森林組合、森林組合連合会、協業組合等

※2：林業・木材産業改善資金、日本政策金融公庫資金（農林漁業関係）及び沖縄振興開発金融公庫資金（農林漁業関係）等